

入会約款

(契約の成立)

第1条

スタスタLIVE入会申込者(以下申込者という)は、以下の条項を承諾のうえ、スタスタLIVEの運営事業者であるスタスタスタジオ株式会社に対して入会の申込みを行い、当社はこれを承諾します。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条

当社は、申込者に対し、当社の定めるカリキュラムの中から、学習指導の役務を提供します。この役務には、学習指導上必要な事務手続きおよび準備作業も含まれます。

2. 学習指導月の2ヶ月前の27日0時から、学習指導月に対する役務提供が発生するものとします。但し、申込日が学習指導月の2ヶ月前の27日より後の場合は、申込日から役務提供が発生するものとします。
3. 申込者は、入会金、授業料、その他指定された金額を当社の定める方法により指定する期日までに支払うこととします。

(学習指導の形態)

第3条

指導形態については、以下の通りとします。所定の指導時間内にオンラインツール(zoomなど)で、一人の講師が対話形式で指導します。

(学習指導の開始日)

第4条

本契約において、学習指導の開始日とは、入会申込フォームを送信した日とします。

(学習指導の実施場所)

第5条

当社は、オンライン上にて学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

(教材)

第6条

学習指導に用いる教材は、原則、入会時に当社及び担当講師が計画します。但し、当社、講師及び申込者は、学習指導の状況によって、計画および教材を変更することは許容できるものとします。

2. 学習指導に用いる教材費は、申込者の負担とします。

(役務の提供期間・契約期間・契約の更新制度)

第7条

契約基本単位は、毎月1日0時を開始日時とし、開始日の月末日を終了日とする一ヶ月単位とします。

2. 契約開始日は、表記開始日の同月1日から発生するものとします。
3. 契約は契約開始日から契約基本単位1ヶ月分の自動更新制とします。契約の更新は、申込者或いは当社から申し出が無い限り、毎月27日0時を迎えた時点で自動的に更新され、翌月末まで有効期限が延長されます。契約の自動更新の最大延長期間は、申込者及び当社が合意の上で定めるものとします。

(入会申込み後のクーリングオフ等)

第8条

申込者は、本書の交付の日を含め8日以内は書面によって申込みを撤回し、又は契約を解除することができます。

(入会申込み後の撤回又は解除の方法)

第9条

前条による申込みの撤回又は契約の解除は申込者が申込みを撤回する旨又は契約を解除する旨を記載した書面を、当社宛に発信した時より成立します。

(撤回又は解除後の前払い金の返還方法)

第10条

前条による申込みの撤回又は契約の解除については、手数料は不要とし、申込者は損害賠償又は違約金の支

払いを請求されることはありません。既に引き渡された教材等の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

(中途解約)

第11条

当社は、第8条本文に定める期間の経過後、申込者から書面により契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には全額返還するものとします。

2. 学習指導開始後である場合、二万円又は1ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額
3. 学習指導開始前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として一万一千円迄
4. 当社の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
5. 返還金のある場合は、銀行振込によって30日以内に申込者に返還するものとします。
6. 中途解約時に、教材等が返還された場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は返還するものとします。

(中途解約の手続き)

第12条

申込者による中途解約は、LINEの発信によって行うものとします。中途解約希望日は月末を指定するものとします。当社は、内容を検証し、中途解約が成立した時点で、料金の請求を停止する手続きに移行します。

2. 中途解約が成立後、当社は第11条に定めるところの損害賠償金額を申込者へ請求します。料金が一時的に当社銀行口座に入金される場合は、損害賠償金額を清算後、残額を申込者へ銀行振込にて返金します。清算されない場合は、当社は申込者へ請求書を送付し、申込者は指定の期日までに銀行振込で請求された金額を支払います。
3. 中途解約に伴う一切の事務手数料・振込手数料は申込者が負担するものとします。また、当社からの返金予定金額が、振込手数料以下になる場合は、当社は申込者に対し、通知の上、返金の義務から免れるものとします。

(個人情報保護)

第13条

本契約に際し当社が収集した個人情報に関しては、当社が役務を提供する目的にのみ使用するものとします。また、申込者は同目的の範囲の中で、当社監督下の元、当社指定の業務委託先が参照することも許諾します。その中で、申込者が明示的に同意をした場合に限り、生徒・児童の名前、写真、学校名、合格級等の当社発行印刷物への掲載・配布、ホームページ、SNSでの発信を行う場合があります。

(損害賠償)

第14条

当社の施設又は業務の遂行に起因して、生徒等の第三者の生命、身体を害し、又は財産を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、当社は相応の補償を行います。但し、当社の管理下でない間に発生した事故、当社の生徒の能力又は技術が向上しないことに起因する損害については、一切損害賠償の責めは負いません。また、当社の管理下における生徒の行為に起因する偶然な事故については、法律上の損害賠償に基づき生徒及びその法定監督義務者が解決にあたるものとします。

(紛争の解決)

第15条

本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2. 本契約に定めのない事項については、民法及び特定商取引法その他の法令によるものとします。